

市政だより「にいはま」配達業務委託契約書（案）

令和 年 月 日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市  
新居浜市副市長 赤尾 禎司

乙

- 1 委託業務の名称 市政だより「にいはま」配達業務
- 2 業務委託料 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円 )
- 3 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

上記の委託業務について甲と乙とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

(総則)

第1条 乙は、別記仕様書及び別紙配達スケジュール（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書の業務委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の契約期間（以下「契約期間」という。）中に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

- 2 仕様書等に明記されていないものがあるときは、甲乙協議して定める。

(権利義務の譲渡)

第2条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務の全部を一括して、又は甲が仕様書等において指定した主たる委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、前項の主たる委託業務を除く他の委託業務についても第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第5条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することがで

きる。この場合において、委託料又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(契約期間の延期)

第6条 乙の責めに帰することができない事由により契約期間の終了日までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、乙は、甲に対して、遅滞なく、その事由を付して契約期間の延期を求めることができる。ただし、その日数は、甲乙協議して定める。

(履行遅滞の場合における損害金)

第7条 乙の責めに帰する事由により、契約期間の終了日までに委託業務を完了することができない場合において、契約期間経過後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は損害金を付して契約期間を延長することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、委託料毎月 円(消費税及び地方消費税を含む。)の支払を甲に対して請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 契約期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに着手の時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) この契約に違反し、甲が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、乙がその違反を是正しないとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、乙が新居浜市契約規則(昭和39年規則第32号。以下「契約規則」という。)若しくはこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合、甲は必要があるときは、既済部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に対する委託料相当額を支払うものとする。

(暴力団等排除に係る甲の解除権)

第12条 甲は、前条の規定による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2

号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員(役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団員等であると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害の賠償)

第13条 前2条の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償の額については、甲乙協議して定める。

第14条 乙は、業務の履行に関して乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償の額については、甲乙協議して定める。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第15条 乙は、業務の履行に際して生じた乙の業務従事者の災害については、全責任を持って措置するものとし、甲は何ら責任を負わないものとする。

(乙の解除権及び損害の賠償)

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に甲がその違反を是正しないときは契約を解除することができる。ただし、甲の違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、乙は何らの催告を要せずに直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

3 前項の規定による賠償の額については、甲乙協議して定める。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務に従事している者又は従事していた者も同様とする。

(個人情報の保護等)

第18条 乙は、個人情報を取り扱う場合は、市政だより「にいほま」配達業務のため、委託業務の実施に必要な最小限の範囲とし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条の規定に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。また、乙が委託を受けた業務に従事している者又は

従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者へ個人情報を取り扱わせてはならない。ただし、甲が必要と認める場合は、個人情報の全部又は一部を第三者に取り扱わせることができる。
- 3 乙は、個人情報を利用目的以外の目的に利用してはならない。また、個人情報を第三者へ提供してはならない。
- 4 乙は、みだりに個人情報を複写及び複製してはならない。また、乙は、委託業務の実施のため甲から引き渡された個人情報を、甲の承諾なくして複写及び複製してはならない。
- 5 乙は、個人情報の取扱いに関する事故が発生したときは、漏えい、滅失、毀損等した個人情報の項目、内容、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面をもって速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 6 乙は、委託業務の実施のため甲から引き渡された個人情報を業務終了後、速やかに甲に返還しなければならない。
- 7 乙は、個人情報を収集する場合は、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 8 乙は、個人情報が記載された資料等を搬送するときは、漏えい、紛失等の防止のため必要な措置を講じなければならない。
- 9 甲は、乙の個人情報の保護に関する管理体制について必要に応じて検査をし、又は報告を求めることができる。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。